

燕市立燕南小学校いじめ防止基本方針

令和8年4月1日

0 はじめに

この燕市立燕南小学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号以下「法」という。）第13条の規定に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために策定するものである。

1 いじめの防止等のための基本的な方向

(1) 基本理念

いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こりうる問題であると捉え、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な教育活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを防止し、根絶するための具体的かつ効果的な取組を、学校、家庭や地域、関係機関と連携して全校体制で進めていく。

また、いじめがいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす、決して許されない行為であることについて、児童が十分に理解することができるよう、学校の教育活動全体を通じて丁寧に説明していく。

(2) いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

なお、いじめの類似行為（当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの）も含む。（「いじめ防止対策推進法 第2条 定義」より）

【具体的ないじめの態様】

- ・ 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずし、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なこと等される。
- ・ 感染症罹患に起因する誹謗中傷や差別をされる。

(3) いじめ類似行為の定義

「いじめ類似行為」とは、県条例第2条2項で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

2 いじめ防止対策組織

(1) いじめ対策に向けた中核となる常設の組織

「いじめ防止対策委員会」

・校長・教頭・教務主任・生活指導主任・学年部主任・(保健主事)・養護教諭

※ いじめ発見の場合は、該当学級担任等を含める等柔軟に対応する。

「中学校区生徒指導部会」

小、中学生指導担当者を中心に、いじめ事案について情報を共有する。各校のいじめ防止対策委員会必要に応じて参加する。

(2) 日常的にいじめ問題等、生活指導上の課題に関して対応する組織

「生活指導部」、生活指導主任、学級担任

(3) 必要に応じて組織の構成員となる外部専門家

燕市スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、燕市学校教育課指導主事 等

(4) 組織の役割

- ① いじめの未然防止のため、「いじめをしない・いじめを許さない」環境を構築する。
- ② 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正する。
- ③ いじめの早期発見、適切かつ迅速な対応のための相談・通報の窓口となる。
- ④ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
※ 記録は5年間保存し、児童の進学や進級・転学時に適切に引き継いだり情報提供したりする。
- ⑤ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

3 いじめの未然防止

(1) 基本的な考え方

いじめの未然防止に向け、児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組むことを第一とする。

また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、学びの基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感と成就感を感得させることをとおして、児童が自己有用感を味わい自尊感情を育むことを大切にする。

合わせて、教育活動全体を通して、「考え議論する」道徳教育の充実を図る。

(2) 未然防止に向けた取組

- ① 児童一人一人に活躍の機会と居場所があるよう、温かな学級経営を充実させる。
- ② 生徒指導の機能を重視した「分かる授業、楽しい学習」を展開し、自己有用感を高める。
- ③ 心を耕す「考え議論する」道徳教育を充実させる。豊かな人間関係づくりに資するソーシャルスキル教育等を実施する。
- ④ 「いじめや差別を見逃さない、許さない」人権教育、同和教育の充実を図る。
- ⑤ 豊かな体験活動を充実させ、社会性の育成を図る。
- ⑥ 児童の手によるいじめ防止(いじめ見逃しゼロスクール集会を含む)の取組を行い、小中連携してのいじめ防止の気運を高める。
- ⑦ 日常的な職員間の連携・情報交換を行う。
- ⑧ いじめ防止対策推進法やいじめ防止の取組について、進んで児童・保護者に知らせる。

(3) インターネット、SNS等を介して行われるいじめに対する対策

- ① 発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他インターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、情報モラル教育等を行う。
- ② 必要に応じて保護者、児童対象にインターネット利用状況や情報モラルに関するアンケートを実施し、指導等に生かす。
- ③ 多様化するインターネットを介したトラブルに対応するため、外部講師等を積極的に招き、出前授業、職員研修等に参与する機会を設ける。

4 いじめの早期発見・初期対応

(1) 基本的な考え方

日頃から児童が発する危険信号を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努める。

児童の何気ない言動の中に心の訴えを感じる強い感性、隠れているいじめの構図に気付く深い洞察力をもつとともに、児童の悩みや保護者の不安を積極的に受け止めることを大切にする。

(2) 早期発見に向けた取組

- ① 観察・情報交換
 - 20分休み、昼休み等授業時間外の児童の人間関係を定期的に観察する。
 - 日常的に児童について情報交換をする。
 - 養護教諭からの情報提供を大切にし、情報共有を図る。
 - 毎週の職員終会及び子どもを語る会で定期的に情報交換をする。
- ② いじめ調査等
 - 定期的なアンケート（2か月に1回の「あなたをいじめから守るためのアンケート」、SLQ学校生活アンケート）の実施と分析（無記名式、家庭での実施等）
- ③ いじめ相談体制
 - アンケート実施後の児童との教育相談を通じた調査（6、10、2月）
 - 定期的な相談及び個々の児童の状況に応じた相談（チャンス相談）の効果的実施
 - スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と効果的に連携した幅広い情報収集
 - 情報は、いじめ防止対策委員会（窓口は教頭）への報告、連絡、相談、確認を徹底する。
- ④ 家庭や地域との連携
 - PTA総会において、いじめの防止等に関する保護者責務と学校基本方針と具体的な取組について伝え、意識啓発を行う。
 - 個別懇談や日常的な連絡帳、電話連絡等（連絡を躊躇しない）で保護者と連携を図り、早期発見に努める。
 - 保護者や児童向けの講演会を年1回実施する。（携帯メール、インターネットトラブルを含む）
 - 年間計画にもとづく全校一斉道徳授業公開を行う。
- ⑤ いじめ防止に係る教職員の資質の向上
 - いじめ防止のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止に関する職員の資質向上と法的理解を高める。

(3) 発見から初期対応における具体的な対応の展開

- ① 速やかな報告
 - 最初にいじめを認知した職員等は、情報を整理し、直ちにいじめ防止対策委員会へ速報を入れる。
- ② 燕市教育委員会へ速報を入れ、指導を仰ぐ。
- ③ 第1次いじめ防止対策委員会の開催（児童からの聞き取り前）
 - いじめの状況、動機や背景などの情報を整理する。
 - いじめの判定、対応方針を決定する。 →
 - 事実確認の計画、役割分担を行う。
- ④ 第2次いじめ防止対策委員会の開催（指導と対応の決定）
 - 児童からの聞き取りの内容を確認する。
 - いじめの判定、対応方針を決定する。
 - 全教職員に確認事実を周知し、分担して指導する体制をつくる。
- ⑤ いじめの早期解決のために
 - いじめ問題を発見したときは、特定の教職員が抱え込まず、校長以下全ての教職員が対応を協議し、的確な役割委分担を行い、いじめ問題の解決に当たる。
 - 事実を確認した上で、いじめられている児童やいじめを知らせた児童を守りとおすともに、いじめたとされる児童に対しては、毅然とした態度で指導に当たる。
 - いじめに関わる保護者に対して誠意ある対応を心がけ、責任をもって説明する。

- ・いじめを受けたとされる子どもの保護
- ・いじめを行ったとされる子どもへの指導
 - ・いじめを受けたとされる子どもの保護者への対応
 - ・いじめを行ったとされる子どもの保護者への対応
 - ・いじめの疑いを知らせてきた児童への対応
 - ・その他の児童に対する対応

5 いじめの相談・通報窓口

(1) 基本的な考え方

本人や保護者からの訴えがあった場合、または職員がいじめの疑いに気付いた場合は即時、管理職及び生活指導主任に報告する。ささいないじめの兆候や児童からの訴えを抱え込まず、又は対応不要であると個人で判断せずに、全て報告・相談する。

(2) 学校におけるいじめの相談・通報窓口

- 教頭、生活指導主任、養護教諭、特別支援コーディネーター 0256-63-3753

(3) 学校以外にいじめの相談・通報窓口

- 新潟県弁護士会 子どものなやみごと相談ダイヤル（無料） 0120-66-6310
- 24時間子供SOSダイヤル（無料） 0120-0-78310
- 新潟県いじめ相談電話（毎日24時間） 025-285-1212
- 新潟県生徒指導課いじめ対策室相談電話 025-280-5124
- 県立教育センター いじめ不登校等悩みごと相談テレフォン 025-263-4737
- 燕市教育委員会学校教育課 0256-77-8191

(4) いじめの相談や通報の指導

- いじめを受けた、見た、聞いた時に他に知らせることの大切さや勇気について指導する。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態についての基準

- ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
 - 児童が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合等、児童生徒の状況に着目して判断する。
- ② 不登校重大事態

いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

※ 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、重大事態と捉えるものとする。また、不登校重大事態の場合は、欠席の継続により重大事態に至ることも早期の段階で予測できる場合も多いと思われることから、重大事態に至るよりも相当の段階から設置者に報告・相談するとともに、踏み込んだ準備作業（すでに実施した定期的なアンケート調査の確認、いじめの事実確認のための関係児童生徒からの聴取の確認、指導記録の記録内容の確認等）を行う。

③ その他の場合

児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態発生時の連絡体制

- ① 発見者 ⇒ 担任 ⇒ 生活指導主任 ⇒ 教頭 ⇒ 校長
- ② 校長 ⇒ 燕市教育委員会学校教育課 ⇒ 燕市長

(3) 重大事多発生時の初動

- ① いじめ防止対策委員会の招集
- ② 燕市教育委員会学校教育課への報告と連携
- ③ 事実確認を明確にするための調査の実施

重大事態が発生した場合、基本調査と詳細調査を行う。基本調査は学校が行う。詳細調査は、専門委員会又は学校を主体とする調査委員会いずれかで調査するかを市教育委員会が判断する。

なお、調査に当たっては、被害児童及びその保護者の要望、意見を十分に聞き取る。

<基本調査及び報告>

重大事態が発生した場合には、学校は直ちに基本調査を実施し、その結果を市教育委員会に報告する。基本調査に当たっては、以下の事項に留意する。

- ・ 事実関係を可能な限り網羅的に調査し、明確にする。
- ・ 調査に当たっては、いじめを受けた児童や情報を提供した児童を守ることを最優先として行う。
- ・ 調査により得られた結果については、いじめを受けた児童又はその保護者に提供することがあることを、調査対象となる在校生や保護者に説明する措置をとる。
- ・ 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・ いじめを受けた児童からの聞き取りが可能な場合、事情や心情を十分に聴き取る。いじめを行った児童に対して適切な指導を行い、いじめ行為を止める。
- ・ いじめを受けた児童の状況に合わせた継続的な心のケアに努める。
- ・ いじめを受けた児童からの聞き取りが不可能な場合、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、調査について協議してから着手する。

＜専門委員会が行う詳細調査への対応＞

- ・ 学校は、専門委員会に対して積極的に資料を提出するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

＜学校主体の調査委員会が行う詳細調査＞

- ・ いじめ防止対策委員会を活用し、第三者（外部の専門家等）を加えた組織又は、新たな調査組織（第三者調査委員会）を組織することも検討する。
- ・ 市教育委員会の指導・助言を受けながら調査を実施する。
- ・ 調査結果を市教育委員会に報告する。

④ 警察への通報など関係機関との連携

（４）解消の確認

当該児童への指導後、3か月間、いじめを受けた子どもの観察を続ける。3か月の間、当該いじめに係る行為が見られず、いじめを受けた子どもが、心身の苦痛を感じていないことを本人及び保護者への面談等で確認された時、いじめの解消と判断する。「いじめ」の終息は校長が確認をする。

解消後の3か月間、いじめの被害児童及び加害児童の保護者と定期的に連絡を取り合う。

7 校内研修

（１）いじめに関する研修の基本的な考え方

- いじめ防止といじめ対応に係る研修機会を年間計画の中に位置付ける。
- 児童の道徳性や道徳的実践力の向上に係る研修を大切にする。
- 児童一人一人が認め合い、高め合えるような授業実践に係る研修機会の場を設定する。

（２）具体的な取組

- いじめ防止基本方針の共通理解を図る研修を行う。 ※ 年度当初
- 「生徒指導リーフレット」「生徒指導支援資料（いじめに備える）」等の支援、研修資料を活用した校内研修会を実施する。 ※ 職員研修

8 公表・点検・評価

- 学校いじめ基本方針を全校集会等で児童に知らせるとともに、PTA総会等で保護者に説明し、ホームページでも公表する。
- 年度ごとにいじめに関しての統計や分析を行い、これに基づいた対応をとる。
- 年度ごとにいじめ問題への取組を保護者、児童、職員で評価する。
- PDCAサイクルによるいじめに関する点検・評価に基づき、学校いじめ防止基本方針を見直す。必要に応じて全職員で共通理解し、改善を図る。